

日本における預金保険の問題は、ある時期からペイオフの問題に議論が集中し、バランスを失った形になってきた。すなわち、21世紀の金融改革は、20世紀半ばから続いた半世紀にわたる行政指導にもとづく金融規制をこれに変わる新しいシステム設計を中心的課題とするもので、預金保険の問題は、その重要な部分であるとはいえ、中心的課題であるかは、疑わしい。

銀行規制は、必要なのか？

銀行規制の必要性については、アメリカ、ヨーロッパ、日本において、見方の相違がある。

大多数のアメリカの金融専門家は、銀行規制のない自由な銀行業(freebanking)の時代を最良と考えている(典型的には、BenstonとKaufman)。19世紀のアメリカの銀行業は、手厚い自己資本を維持し、連鎖倒産が意外に少なく、預金保険制度も極めて不完全であったからである。

他方、ヨーロッパでは、イギリスを含めて20世紀の銀行業は、小口取引に関して寡占的であり、大銀行がかなりの程度プライス・リーダーシップをもっていたとみられる。日本の場合には、寡占的競争と行政指導とが併存して、ヨーロッパに近かったが、最近では、事情が変わりつつある。このように比較してみると、アメリカでは、銀行規制は次善の方策に過ぎず、預金保険もまたモラル・ハザードを抱えて問題点を抱えているとみられており、ヨーロッパでは、寡占的な競争構造と銀行規制が表裏をなして、銀行倒産は、例外的であり、預金保険制度は存在するにせよ、装飾的であった。

預金保険の発生史

預金保険制度は、その歴史と現状からみても、アメリカ的制度である。アメリカでは、1933年に連邦預金保険公社が設立されたが、その動機は、決済システムを金融恐慌から守るということにあり、現在の預金保険制度の目的とは異なっていた。1933年以前には、支店禁止の州には、州レベルの預金保険があったが、ほぼ失敗に帰した。その後この制度は、小額預金保護の色彩をもつに至り、1991年のFDICIA以降、早期是正措置と連動して、銀行の経営破綻を許容するシステムとなった。

日本の場合

日本の場合には、かつては、ヨーロッパと同じく預金保険は、装飾的なものであったが、現在ではその性格を変えつつある。IMFの報告書(1998年)にもあるように、金融安定化のためには、破綻処理(退出政策)、預金保険、中央銀行貸出の三つの手段があり、預金保険の役割は、破綻処理の仕方(たとえば、P&A)に密接に関係しており、破綻処理をただちにペイ・オフと結びつけるのは、短絡的である。また、預金保険制度がもつモラル・ハザードの問題もまた無視できない。(文献は、配布資料参照)。